

令和5年5月10日

魚沼市議会議長 関 矢 孝 夫 様

議会運営委員会

委員長 富 永 三 千 敏

### 議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

#### 記

- 1 調査事件名 (1) 令和5年第1回魚沼市議会臨時会について  
(2) 令和5年第2回魚沼市議会定例会の運営について  
(3) 今後のペーパーレス会議への対応について  
(4) 第6期議会運営委員会 課題等について  
(5) その他
  
- 2 調査の経過 5月10日、委員会を開催し、上記案件について協議した。  
令和5年第1回魚沼市議会臨時会の日程について、招集期日は市長提案のとおり5月18日とし、会期は1日間とした。  
審議予定の付議事件及びその取扱い等については、別紙「令和5年第1回魚沼市議会臨時会付議事件一覧」のとおりとした。  
今後のペーパーレス会議への対応について協議し、次回臨時会と6月定例会はペーパーレス対応とし、9月議会以降については今後協議することとした。第6期議会運営委員会課題等について確認した。

令和5年5月10日

魚沼市議会議長 関 矢 孝 夫 様

議会運営委員会  
委員長 富 永 三 千 敏

### 議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

#### 記

- 1 調査事件名 (2) 令和5年第2回魚沼市議会定例会の運営について
  
- 2 調査の経過 5月10日、委員会を開催し、上記案件について協議した。  
令和5年第2回魚沼市議会定例会の運営について、招集期日は市長提案のとおり6月16日とし、会期は7月4日までの19日間とした。  
審議予定については、別紙「令和5年第2回魚沼市議会定例会会期及び審議の予定表」のとおりとした。  
一般質問の取扱いについては、別紙「令和5年第2回(6月)定例会一般質問の取扱いについて」のとおりとし、通告期限は、6月12日正午とした。

## 議会運営委員会会議録

### 1 調査事件

- (1) 令和5年第1回魚沼市議会臨時会について
- (2) 令和5年第2回魚沼市議会定例会の運営について
- (3) 今後のペーパーレス会議への対応について
- (4) 第6期議会運営委員会 課題等について
- (5) その他

2 日 時 令和5年5月10日 午前10時00分

3 場 所 本庁舎3階 委員会室

4 出席委員 大桃俊彦、大平恭児、富永三千敏、志田 貢、渡辺一美、佐藤 肇、  
森島守人、(関矢孝夫議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 内田市長、桑原総務政策部長

7 書 記 坂大議会事務局長、和田議会事務局次長

### 8 経 過

開 会 (10:00)

富永委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。これより議事に入ります。

#### (1) 令和5年第1回魚沼市議会臨時会について

富永委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。これから議事に入ります。日程第1、令和5年第1回魚沼市議会臨時会についてを議題といたします。

(1) 招集期日について、執行部から説明を求めます。

内田市長 招集期日につきましては、5月18日にお願いしたいと思います。

富永委員長 ただいま説明があった招集期日について、5月18日でご異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、招集期日については、説明のとおり5月18日と決定し

ました。

次に、(2) 付議事件について、執行部から説明を求めます。

内田市長 付議事件につきましては、お手元に配付の事件一覧のとおりであります。詳細について総務政策部長から説明させていただきますのでよろしくをお願いします。

桑原総務政策部長 それでは、お手元の付議事件一覧を基に、順次ご説明申し上げます。事件番号1番、専決処分の承認を求めることについて(専決第3号 令和4年度魚沼市一般会計補正予算第10号)ですが、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年3月31日付けで予算補正の専決処分を行ったものにつきまして、議会の承認をお願いするものです。当該補正予算の概要ですが、歳入歳出のそれぞれから11億6,070万円を減額するものであり、主なものは、歳入側では、大雪関連として特別交付税及び社会資本整備総合交付金などで追加額を計上した一方、実績に基づき、地方創生臨時交付金及び低所得世帯等に対する臨時特別給付金を減額したほか、ふるさと寄附金及びふるさと結基金からの繰入金について減額調整を行ったものです。あわせて、臨時財政対策債について借入を抑制するとともに、総額調整として、財政調整基金繰入金を減額させていただいたものです。

歳出側におきましては、年度末を迎えたことによる事業費の確定、又は事業の実績見込みの精査を行ったことにより生じた不用額について、減額及び財源内訳の変更を行ったほか、過年度分の新型コロナウイルスワクチン接種対策事業に係る国庫負担金及び補助金の返還金の不足額分を追加するとともに、総額調整として、公共施設整備等基金への積立額を追加するものです。また、このことに併せまして、地方債についても限度額の補正を行わせていただいたほか、前回の補正予算後に令和4年度事業の執行が令和5年度にずれ込んだもの1件について、繰越明許費の追加補正を行わせていただいたものです。

事件番号2番、専決処分の承認を求めることについて(専決第4号 令和4年度魚沼市国民健康保険特別会計補正予算第3号)ですが、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年3月31日付けで予算補正の専決処分を行ったものにつきまして、議会の承認をお願いするものです。当該補正予算の概要ですが、保険給付の実績見込みに伴い、歳入側で、財源となる県の普通交付金を追加し、歳出側で、一般被保険者に係る療養給付費の不足分を追加するとともに、療養事業費及び高額療養費の減額を行い、歳入歳出それぞれにおいて差し引き1,870万円を追加したものです。

事件番号3番、専決処分の承認を求めることについて(専決第5号 魚沼市税条例の一部改正について)ですが、令和5年4月1日施行の地方税法等の一部改正にあわせまして、市民税、固定資産税及び軽自動車税に係る関係規定について直ちに整備し、同日付けで施行する必要性が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分による条例の一部改正を行ったことにつきまして、議会の承認をお願いするものです。

事件番号4番、専決処分の承認を求めることについて(専決第6号 魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について)ですが、令和5年4月1日施行の地方税法等の一部改正に合わせまして、課税限度額及び所得判定基準について直ちに整備し、同日付けで施行する必要性が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分による条例の一部改正を行ったことにつつま

して、議会の承認をお願いするものです。

事件番号5番、専決処分の承認を求めることについて（専決第7号 令和5年度魚沼市一般会計補正予算第1号）ですが、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年4月3日付けで予算補正の専決処分を行ったものにつきまして、議会の承認をお願いするものです。当該補正予算につきましては、新型コロナウイルスワクチンの高齢者等への追加接種に係る予算の追加補正です。この追加接種が5月8日から開始されることになった関係で、準備等を今年度に入ってから取りかかる必要がありましたが、このことに係る国からの通知が去る3月になってから示されたため、令和5年度当初予算に計上できなかったことから、急遽、予算を追加補正し、専決処分させていただいたものです。当該補正予算の概要としましては、集団接種及び個別接種に係る業務委託などの経費について、1億5,190万円を追加したものであり、財源の全額を国庫負担金及び補助金で充当することとして計上しております。

事件番号6番、令和5年度魚沼市一般会計補正予算第2号についてです。当該補正予算の概要ですが、物価高騰対策を中心とした歳入歳出予算の補正としています。主なものとして、国の物価高騰対策関連として、低所得世帯に対する3万円給付、及び低所得世帯の子育て世帯に対する子ども一人当たり5万円給付に係る関連経費を追加するほか、国の地方創生臨時交付金対象事業として、低所得世帯3万円給付の対象範囲拡大分を追加するとともに、高圧電力利用事業者に対する電気料補助分を追加し、また、学校給食費に係る負担支援策として、小中学校給食費徴収金を年額換算で約半額とするよう交付金を充当し財源調整を行うこととしております。加えまして、当初予算未計上分の新規係争事案に対する弁護士費用を追加するほか、マイナンバーカード交付事務関連経費を追加するとともに、文化振興事業の既決予算における支出科目の組替などを行うこととして、合わせて2億7,120万円の追加を予定しております。これら一連の追加・組替とともに、財源の調整、変更を含めた内容を第2号補正予算としてお願いするものです。

富永委員長 今ほど説明のあった市長提出事件について質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。

渡辺委員 議案の配付はいつになりますか。

坂大議会事務局長 15日に格納させていただき予定としております。

富永委員長 ほかにありませんか。（なし） ないようですので、これで質疑を終結いたします。ただいま説明があった市長提出事件については、これを受けることにしたいと思っております。ご異議ありませんか。（異議なし） 異議なしと認めます。よって、市長提出事件については、これを受けることに決定いたしました。

次に、議長受付事件について、議会事務局長に説明を求めます。

坂大議会事務局長 議長の受付事件についてご説明いたします。お手元の配付資料をご覧ください。（資料「令和5年第1回魚沼市議会臨時会付議事件一覧（案）」により説明）

富永委員長 ただいまの説明について質疑はありますか。（なし） ないようですので、これで質疑を終結いたします。議長受付事件については、これを受けることにしたいと思っております。ご異議ございませんか。（異議なし） 異議なしと認めます。したがって、議長受付事件については、受けることに決定いたしました。次に、（3）付議事件の取扱いについて、ご

審議願います。ア、イについて説明を求めます。

坂大議会事務局長 付議事件の取り扱いについて説明します。(別紙「令和5年第1回魚沼市議会臨時会付議事件一覧」の取扱(案)により説明)

富永委員長 ただいまの説明について質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。お諮りいたします。付議事件の取り扱いについては、議会事務局長の説明のとおりのお取り扱いでよろしいでしょうか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。次に、(4)会期について、ご審議願います。議会事務局長に説明を求めます。

坂大議会事務局長 会期につきましては、付議事件を勘案して5月18日の1日間とさせていただきます。

富永委員長 ただいまの説明について質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。お諮りいたします。会期は5月18日の1日間とすることでご異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、会期は5月18日の1日間とすることに決定いたしました。次に、(5)その他について、ご審議願います。議会事務局長に説明を求めます。

坂大議会事務局長 今回は臨時会であります。臨時会では議長報告における各委員会報告については行わず、次の定例会において、委員会報告を行うという取り扱いを従来から行っております。そのような取り扱いをすることにより協力を求めるものであります。

富永委員長 ただいまの説明について質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。お諮りいたします。ただいまの説明の議長報告における各委員会報告は今回の臨時会では報告しないということでご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、今回の臨時会は議長報告における各委員会は報告しないことに決定しました。

## (2) 令和5年第2回魚沼市議会定例会の運営について

富永委員長 日程第2、令和5年第2回魚沼市議会定例会についてを議題といたします。(1) 招集期日について、執行部から説明を願います。

内田市長 招集期日につきましては、6月16日でお願いしたいと思います。

富永委員長 ただいま説明があった招集期日について、ご異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、招集期日については、提案のとおり6月16日と決定しました。続きまして、(2)会期及び会議予定について、議会事務局長に説明を求めます。

坂大議会事務局長 (資料「令和5年第2回魚沼市議会定例会会期及び審議の予定表(案)」により説明)

富永委員長 ただいまの説明について質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。お諮りいたします。会期については6月16日から7月4日までの19日間とし、会議予定は令和5年第2回魚沼市議会定例会会期及び審議予定表(案)のと

おりとすることで、ご異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、会期は6月16日から7月4日までの19日間とし、会議予定は別紙、令和5年第2回魚沼市議会定例会会期及び審議予定表(案)のとおりとすることに決定いたしました。

次に、(3)一般質問について、議会事務局長に説明を求めます。

坂大議会事務局長 (資料「令和5年第2回(6月)定例会一般質問の取扱いについて(案)」により説明) 補足説明として、通告書の様式どおりに出てこない方もいらっしゃいますので、様式に沿って通告をお願いします。また、詳細の数値を求める場合は通告に記入し、提出するようお願いしております。また、通告についても引き続き、要点を絞ってなるべく、わかりやすい表現で短くしていただくようお願いいたします。

富永委員長 ただいまの説明について質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。

森島委員 一般質問の時間ですが、今後についても50分という理解でよろしいでしょうか。

私はこの50分がちょうどいいので、これで継続していくべきだと思っています。

富永委員長 令和3年に申合せの改正を行っておりますので、現在は50分になっています。この方向性を守りながら、また、必要が生じたときに、議論する方向でいきたいと考えていますが、いかがでしょうか。(異議なし) そのように決定させていただきました。

### (3) 今後のペーパーレス会議への対応について

富永委員長 日程第3、今後のペーパーレス会議への対応についてを議題とします。議会事務局長に説明を求めます。

坂大議会事務局長 (資料「今後のペーパーレス会議への対応について」により説明)

富永委員長 ただいまの説明について質疑はありませんか。

佐藤委員 今後の予算書、決算書の扱いはどうするのか、私は、予算書と決算書については、印刷した冊子でいただきたいです。

富永委員長 ペーパーレス化をして、デジタルな議会運営をするということに決定して、昨年11月からタブレットを導入したことを考えますと、完全ペーパーレス化を目指すべきではないかと思いますが、それについては、改めて協議したいと考えています。予算書、決算書をなくす場合に、このタブレットの画面では小さくて非常に厳しいので、拡張ディスプレイを用意するなど見やすい表示方法についても並行して議論すべきではないかと思っています。

渡辺委員 議会側の考え方もそうなのですが、紙ベースの決算書、予算書は執行部にも関わってくるのではないかと思います。今現在、執行部としてこの予算書、決算書はどのくらい印刷をして、何のために使われているのか、例えば、議会が必要でないと言ったとしても執行部として紙ベースが必要ということであれば議会側の10数冊をなくしたからといって、どれだけ予算が削られるというものでもないような気がしますので、執行部側の考え方も聞きながら進めていただければと思います。

桑原総務政策部長 予算書、決算書ですが、関係自治体等への配付、それぞれ庁舎、窓口で

市民の閲覧用にも配付しています。したがって全くこれをなくすということは現実的ではないというふうに考えています。

森島委員 総務政策部長も言われたように、国や県、関係自治体、市民の皆さんに簿冊で御覧いただくこととなりますので、ぜひとも、佐藤委員も言われたように、決算、予算については、紙で対応していただければと思っています。委員長のおっしゃるように、タブレットを導入した以上は、そういう方向にもっていかなければならないと思いますが、予算、決算については今までどおりの紙の冊子でやっていただければと思っています。

富永委員長 この臨時会、6月定例会はペーパーレス対応とし、今後の予算書、決算書の対応については今後も協議させていただきたいと思いますがいかがでしょうか。(異議なし)では、そのように決定しました。

この後の日程については、議会内部の調整等になりますので、執行部の報告、協議事項等があればそれを先に行い、なければ、これで執行部からは退席を願うこととしたいと思います。ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。それでは、執行部から協議、報告事項はございませんか。

内田市長 ありません。

富永委員長 委員の皆さんから執行部に対し質疑等ございませんか。(なし) ないようですので、これで執行部からは退席していただきたいと思います。(執行部退席)

#### **(4) 第6期議会運営委員会 課題等について**

富永委員長 日程第4、第6期議会運営委員会の課題等についてを議題とします。議会事務局長に説明を求めます。

坂大議会事務局長 (資料「第6期議会運営委員会 調査結果等」により説明)

富永委員長 ただいまの説明について質疑はありませんか。(なし) 次期委員会へ申し送りということで、私と副委員長、事務局で前期の議会運営委員会のまとめと課題を整理させていただきました。それを皆さんからご確認いただき、補足、修正等がございましたら、6月5日までに事務局へ提出いただき、変更が必要あれば次の委員会で協議したいと思いますがご異議ありませんか。(異議なし) では、そのようにお願いします。

#### **(5) その他**

富永委員長 日程第5、その他についてを議題とします。皆さん方から協議事項等はありませんか。(なし) 事務局から協議事項等がありますか。(なし) 本日の会議録については、委員長に一任願います。 議会運営委員会委員会は、これで閉会します。

閉 会 (10 : 36)